

内規（１０）

## 中志津自治会センター利用規程

### 1、総 則

この規程は、中志津自治会センターの利用方法について定める。

### 2、利用目的及び利用の制限

自治会事業運営及び会員相互の親睦を深める「集いの場」として利用することを目的とし、営利・宣伝・政治活動・宗教活動を目的とした利用の申込みは受け付けない。

### 3、利用優先順位及び利用の取り消し

（１）利用にあたっての優先順位は次の通りとする。

自治会主催の行事・会合

各区の会合

市の行事

公的な機関や団体の会合

会員同志の会合

会員外の会合（同好会を含む）

（２）利用優先順位は、利用月の３ヶ月前の末日（利用申込み締切り日）以前に利用申込みがあった場合に適用する。

（３）利用の例外措置として、会長が必要と認めた場合は、利用の承認または利用の許可にかかわらず利用を取り消すことができる。

### 4、利用時間及び区分

午前９時～１２時      午後１時～５時      午後６時～１０時

ただし、本部役員会議、三役会、運営委員会については、午後１０時以降の使用も認める。

### 5、利用施設

1階    第1会議室    第5会議室    第6会議室

2階    第2会議室    多目的ホール

なお、第1会議室は自治会主催の会合及び各区の会合ならびに中志津地域の公的な団体の会合にのみ利用することとする。

## 6、利用料金

階	室名	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～10時
1	第1会議室	ナシ	ナシ	ナシ
	第5会議室	1,050円	1,400円	1,400円
	第6会議室	1,050円	1,400円	1,400円
2	第2会議室	1,200円	1,500円	1,500円
	多目的ホール	2,100円	2,800円	2,800円

(1) 各区の会合及び子供会に使用する場合は、下記の各区利用料金とする。

また、市及び小中学校等の公的な機関や団体が使用するとき、会長が認めた場合は、下記の各区利用料金とする。

各区利用料金（管理費の一部負担金として）

階	室名	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～10時
1	第1会議室	ナシ	ナシ	ナシ
	第5会議室	350円	450円	450円
	第6会議室	350円	450円	450円
2	第2会議室	400円	500円	500円
	多目的ホール	700円	900円	900円

第1会議室利用は従来どおり無料とする。

利用料金の精算は8月と2月に行う。

区利用料金は平成27年5月1日より実施する

## 7、申込場所

中志津自治会事務所

## 8、申込方法

- (1) 利用月の3ヶ月前の末日の午後2時45分までに申し込む（電話による申込みは受け付けない）。
- (2) 利用が重複する場合は、前々月の第1土曜日の午後に抽選により決定する。
- (3) 利用を申し込んだ者は、前々月の第1土曜日に自治会事務所へ来所し、利用料金を払い込み利用許可書を受領する。
- (4) 前々月の第1土曜日以後の利用申込みについては先着順とし、利用料金は申込み時に払い込む。

## 9、利用許可書

利用許可書を発行する（利用料金払い込み時に渡す）

#### 10、利用料金の返還

3、「利用優先順位及び利用の取り消し」の(3)及び(4)により利用を取り消した場合及び利用者が利用日の3日前(開業時間内)までに利用の取り消しを申し出た場合は、料金を返還する。

#### 11、申込みの禁止事項及び罰則

同一使用目的で名前を変えての重複申込みを禁止する。

これに違反した場合は以後6カ月間使用を禁止する。

#### 12、利用方法

利用当日、自治会事務所において利用許可書を示し鍵を受領し利用する。

ただし、利用日が休業日の場合は前日に鍵を受領する。

使用後はチェック表を使用しチェック項目を点検後、施錠し、鍵を返す。

鍵の返還は、事務所閉館の時はポストへ入れる。

#### 13、利用上の注意事項

(1) 利用者は利用に際し、施設を破損した場合は、利用者の責任で原状に復するものとする。

(2) 楽器等により高音を発生し、近隣に迷惑をかける恐れのある場合の利用は第5・6会議室及び多目的ホールのみ限定する。

(3) 当センター施設の湯沸し室は給湯のみに使用するものとし、特に会長が許可した時以外は、料理のために使用してはならない。

付則 1 昭和53年4月制定

2 昭和55年6月改正

3 昭和60年11月改正

4 平成元年4月改正

5 平成元年6月改正

6 平成元年11月改正

7 平成7年12月9日改正(平成8年4月1日施行)

8 平成16年1月17日改正(平成16年4月1日施行)

9 平成17年11月26日改正(平成18年1月1日施行)

10 平成23年5月21日改正(平成23年6月1日施行)

11 平成27年3月21日改正(平成27年5月1日施行)

12 平成27年6月20日改正(平成27年8月1日施行)

## 中志津自治会センター利用について

### 1、自治会センター利用目的及び利用の制限

当自治会センターは、自治会事業運営及び会員相互の親睦を深める「集いの場」として利用することを目的とした施設であり、**営利・宣伝・政治活動・宗教活動を目的とした利用の申込みは受けません。**なお、空室がある場合は、会員以外の利用も受け付けます。

営利・宣伝を目的とした利用とは、

- 1、企業の事業活動に関する一切（会議、宣伝、販売、会員募集等）
- 2、企業以外の団体・グループ（同好会を含む）が、自治会センターを利用して行事、会合を開催する時（または、開催の都度）に、参加費等名目の如何を問わず**有料とする行事、会合**

**無料であっても、不特定多数にチラシ、パンフレット等で参加を呼びかける場合は、利用申込みの際に配布予定のチラシ、パンフレット等の見本または原稿を提出願います。**

## センター利用許可書

申込日 令和 年 月 日

利 用 月 日	月 日		
利 用 時 間	午前 9 ~ 12	午後 1 ~ 5	午後 6 ~ 10
利 用 す る 部 屋	第 2 会議室	第 5 会議室	第 6 会議室 多目的ホール
利 用 目 的			
利 用 グ ル ー プ 名			
利用者名（代表者名）			
住 所			
連絡先（電話番号）		料 金	

（注）利用時間区分ごとにご記入のうえ、切り離さないで申込受付箱にお入れください。

開函者		立会者	
-----	--	-----	--

## センター利用許可書

申込日 令和 年 月 日

利 用 月 日	月 日		
利 用 時 間	午前 9 ~ 12	午後 1 ~ 5	午後 6 ~ 10
利 用 す る 部 屋	第 2 会議室	第 5 会議室	第 6 会議室 多目的ホール
利 用 目 的			
利 用 グ ル ー プ 名			
利用者名（代表者名）			
住 所			
連絡先（電話番号）		料 金	

上記について利用を承認いたします。

令和 年 月 日

自治会長